

○宇和島市入札参加除外措置要領

平成24年9月20日

告示第68号

改正 平成27年3月19日告示第21号

(目的)

第1条 この要領は、宇和島市が発注する建設工事及び建設工事に関する調査、測量、設計業務(以下「市工事等」という。)の契約に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成17年告示第97号)第8条第1項に規定する入札参加除外の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「入札参加除外」とは、入札参加資格停止に至らないまでも、入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保する上で必要があると認めるときに、宇和島市建設工事等請負業者選定要綱(平成17年告示第12号)第6条に規定する資格者名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)を一般競争入札及び指名競争入札の参加対象外とすることをいう。

(入札参加除外措置)

第3条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、入札参加除外を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加除外を行ったときは、当該有資格業者に対し入札参加除外通知書(別記様式)により通知するものとする。

3 入札参加除外期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加除外を行う場合の始期は、既に措置されている入札参加除外期間の満了日の翌日とする。

(入札参加除外期間の特例)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、宇和島市低入札価格調査制度実施要領(平成22年告示第9号)第2条に規定する対象工事で、同要領第3条に規定する調査基準価格未満の額で契約を締結した工事(以下「低入札契約工事」という。)において、別表第1号から第3号までの措置要件のいずれかに該当した場合の入札参加除外の期間は、それぞれ同号に規定する期間の2倍の期間とする。

2 市長は、有資格業者について、措置要件の対象となる市工事等の状況、内容等に情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、入札参加除外の期間を短縮することができる。

(苦情申立て)

第5条 第3条の規定による入札参加除外措置を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

(その他)

第6条 市長は、一般競争入札に付する場合には、第3条の規定による入札参加除外措置を受けた者が、入札参加除外期間中は市工事等の入札に参加できないことを公告しなければならない。

2 この要領の規定は、委託業務(役務)及び物品購入等の有資格業者に係る入札参加除外の措置で、市長が必要と認める場合について準用する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日告示第21号)

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の宇和島市指名回避措置要領の規定によりなされた指名回避は、この要領による改正後の宇和島市入札参加除外措置要領の規定による入札参加除外とみなす。

別表(第3条関係)

措置要件	入札参加除外期間
1 市工事等の施工(履行)に関して、指示に従わない等著しく不誠実な行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から1月
2 工事成績評定点の合計点が60点以上65点未満に該当したとき。	1月
3 工事成績評定点の合計点が60点未満に該当したとき。	2月
4 工事成績評定点の合計点が65点以上70点未満に該当したときから1年を経過するまでの間に、再度当該点数に該当したとき。	1月
5 低入札契約工事において工事成績評定点の合計点が65点以上70点未満に該当したとき。	1月
6 入札・契約事務に関し著しく不誠実な行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から2週間

別記様式(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

宇和島市長

### 入札参加除外通知書

この度、貴社は、宇和島市入札参加除外措置要領第3条に規定する入札参加除外措置要件に該当したため、下記期間において宇和島市が発注する建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に参加できない旨通知します。

なお、今回の措置については同要領第5条の規定により、書面により苦情を申し立てることができます。

#### 記

- 1 入札参加除外の期間
- 2 入札参加除外の理由

別記様式(第3条関係)